

宮城県保険薬局における賃上げ・物価上昇支援事業費補助金(賃上げ分)

【重要】実績報告書の提出についてのお知らせ

宮城県保健福祉部薬務課

令和7年度に本補助金の申請をされた薬局の皆様は、以下の通り実績報告書の提出が必要です。令和8年8月1日までに報告をお願いいたします。

1. 報告期限

令和8年8月1日(土)まで

2. 提出方法

みやぎ電子申請システム(LoGoフォーム)により報告してください。

3. 提出書類

以下の書類を御提出願います。

(1) 実績報告書(様式第6号または様式第7号)および該当する別紙

※法人単位での報告等に対応するため様式が変更されており、申請時に提出した Excel ファイル内の様式は使用できません。必ず新たな様式をダウンロードして御使用ください。

【薬局ごとに賃金改善を行った場合】

(必須)

・様式第6号

(該当する場合提出)

交付要綱別表1 5(1)の運用※を、薬局ごとに行った場合

・様式第6号別紙【2.0 超部分に充てる場合の算定シート】

【宮城県内の薬局で法人単位で賃金改善を行った場合】

(必須)

・様式第7

・【対象施設報告シート(法人単位)】

(該当する場合提出)

交付要綱別表1 5(1)の運用※を、法人単位で行った場合

・様式第7号別紙【2.0 超部分に充てる場合の算定シート】

※交付要綱5(1)

令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に補助金の支給額を充てることができる。

その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

(2) 令和8年度診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」の届出書の写し

(令和8年6月1日時点)

※実績報告にあたっての注意事項

報告用の Excel ファイルの名称が「(〇〇薬局←薬局名を記載してください)宮城県保険薬局における賃上げ・物価上昇支援事業補助金【実績報告】」となっておりますので、「〇〇薬局」の部分を対象薬局名に修正してください。

LoGo フォームに交付決定通知の年月日、番号を入力する欄があります。交付決定通知に記載してありますので、下記を参照に正しく記載願います。

交付決定通知は、「(物価上昇分)」と「(賃上げ分)」の2通送付されておりますので、「(賃上げ分)」の記載のある通知の内容を入力願います。

番号(123)→	宮城県(薬)指令第123号
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1	
株式会社宮城	
宮城県薬局	
令和8年3月20日付けで申請のありました宮城県保険薬局における賃上げ・物価上昇支援事業費補助金(賃上げ分)については、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第4条の規定により、下記の条件を付けて金145,000円を交付します。	
令和8年〇月〇日	←交付決定日
宮城県知事 村井嘉浩	

4. 詳細・様式のダウンロード

詳細および最新の報告書様式は、薬務課ホームページをご確認ください。

宮城県保険薬局における賃上げ・物価上昇支援事業について(薬務課)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/baseupbukkar7.html>



【お問い合わせ先】

宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班

電話:022-211-2653

メール(補助金お問い合わせ専用):beabukka-yaku@pref.miyagi.lg.jp